

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPO への実績	備考
1	原災避難区域等帰還・再生加速事業	継続	東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃保全対策を行う。	4800	20800（補正予算）	100%	市町村	—	原子力被災12市町村との相談	復興庁 原子力災害復興班	—	
合計 (内数事業を除く)		—	—	(増減額) (増減率%)		—	—	—	—	—	—	—

＜記載要領＞

- [対象事業] NPOに資する事業(NPOが手挙げ出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、24年度で‘終了’し25年度はやらない事業でも、前年度対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。
- [新・継区分欄] 当該事業の区分(‘継続’、‘新規’、‘名称変更’、‘統廃合’、‘終了’のいずれか)を記載して下さい。
- [予算額欄] 25年度予算額欄には直近の政府案、24年度予算額には前年度の確定している政府案(昨年のヒアリング時と変わっていても可)を記載して下さい。
なお、NPOが手挙げ出来るも予算額全額に対してではなくその一部であり、額がどうしても区分できない場合は、()し(〇〇〇の内数)と表記して下さい。
- [最後の合計欄] 25年度予算額欄と24年度予算額欄の縦罫を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(25・24年度のいずれかが内数事業)の場合は、合計するときのみ25・24年度ともその額を除いて下さい。

○ NPO等のボランティア活動に対する被災地のニーズが多様化している中、ボランティア活動のニーズとその果たしている役割は依然として大きい。

※被災3県において、社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに登録し活動したボランティア総数は、計約118万人（岩手県約45万人、宮城県約57万人、福島県約16万人。平成23年3月11日～平成25年3月3日までの累計人数。）

その他、NPO等の団体を通じ独自に活動しているボランティアも多数。

※発災当初は泥やガレキの撤去、避難所における炊き出し等が活動の中心だったが、その後は地元NPO等を中心に、心のケアやコミュニティづくり支援、さらには復興に向けたまちづくり支援など息の長い取組を展開。

○ 多様なニーズに柔軟に対応するため、行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して取り組む必要がある。

○ このため、NPO、ボランティア団体等が活動を円滑に進めるために必要な情報の提供や連絡調整、震災ボランティアの啓発・普及等を行っている。

1. 体制

○ NPO等に精通した民間出身の非常勤職員の知見を活用するとともに、岩手・宮城・福島の各復興局に「ボランティア担当」を配置

2. 役割

○ 政府の取組に関し、NPO等への情報提供

○ 復興に当たって行政・民間それぞれの多様な担い手の連携促進と、連携事例の収集・情報提供

○ ボランティア活動全般の促進

○ NPO等の活動に係る制度・手続きに関し、関係府省との相談・調整

3. 主な取組内容

○ NPO等が息の長い支援活動を行えるよう、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、被災3県での説明会や全国のNPO等が集まる会議等で周知。

○ 行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して復興にあたるために参考となる「ロードマップ」を作成し、NPO等やその中間支援組織に説明。また、当該担い手による連携事例の取りまとめ結果を公表・周知。

○ 全国の学生等が被災された方に寄り添う気持ちを持ち続け、被災地で更に活躍してもらうため、「この夏も、ボランティアへ行こう！」キャンペーンを実施。チラシ・ポスターを大学等に掲示・周知。

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (平成25年度予算案、平成24年度補正予算案等によるもの)

被災者の支援や被災地の復興支援に活躍いただいているNPO等の活動を支援するために、「NPO等が活用可能な政府の財政支援」について取りまとめました。

【目次】

○ 全体概要	P.1
○ 問い合わせ先	P.9
○ 事業ごとの概要	P.12

(※)現時点における予算案の内容を取りまとめたものであり、今後の審議過程において、変更はあり得ます。

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（1）

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
① 原災避難区域等 帰還・再生加速事業 【復興庁】	東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃保全対策を行う。	約48億円	平成24年度 補正予算案 約208億円	—	市町村	原子力被災 12市町村 (田村市、南相馬市、川俣町、 広野町、楡葉町、富岡町、 川内村、大熊町、双葉町、 浪江町、葛尾村、飯館村)	P.12
② NPO等の運営力 強化を通じた復興支 援事業 【復興庁(内閣府)】	NPO等が主体となった東日本大震災の被災地の復興や被災者支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組への支援を行う。	約2.6億円 (新規)	—	—	岩手県、宮城県、福島県	岩手県、宮城県、福島県において復興支援や被災者支援を行うNPO等及び上記3県以外において3県から避難されている被災者の支援を行うNPO等	P.13
③ 復興支援員 【総務省】	被災自治体が、被災地内外の人材を被災地のコミュニティの再構築のために設置(委嘱)する「復興支援員」に対して特別交付税措置(震災復興特別交付税(年2回交付(9月、3月))。設置期間は概ね1年以上最長5年以下を想定。 復興支援員は、被災地に居住して、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を実施。	震災復興特別 交付税により 措置	震災復興特別 交付税により 措置	特別交付税 措置につい ては、特に 期限は設け ていない。	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体(9県・222市町村)	全国	P.14 - P.15

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（2）

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
④ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 【復興庁 (文部科学省)】	地方自治体・国立大学法人・民間団体等に委託し、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を派遣し、教育相談体制の整備を図る。	約39億円 (継続)	平成23年度 第1次補正 約30億円 平成23年度 第2次補正 約3.5億円 平成24年度 約47億円	平成25年度末 まで	復興庁	被災地及び 被災した幼児 児童生徒が 避難している 地域	P.16
⑤ 復興教育支援事業 【復興庁 (文部科学省)】	復興に向けた先進的な教育活動を展開する自治体や大学・NPO等が行う取組を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する。	約1億円 (継続)	平成23年度 第3次補正 約3億円 平成24年度 約0.6億円	平成25年度末 まで	復興庁	岩手県、宮城県、福島県	P.17
⑥ 震災等緊急雇用対応事業 【復興庁 (厚生労働省)】	都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託により、被災された方々(被災求職者)の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。〔「震災等緊急雇用対応事業」の基金の積み増し、実施期間の延長〕	-	平成24年度 補正予算案 約500億円 (継続) 平成23年度 第1次補正 約500億円 平成23年度 第3次補正 約2,000億円	平成26年度末 まで ※平成25年度中の事業開始が必要。	県又は市町村	実施可能地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県、栃木県、新潟県、千葉県 の災害救助法適用地域 ※対象者：被災求職者	P.18

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（3）

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑦ 仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業)) 【復興庁 (厚生労働省)】	応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について支援する。(「地域支え合い体制づくり事業」の基金の積み増し、実施期間の延長)	約23億円 (継続)	平成23年度 第1次補正 約70億円 第3次補正 約90億円	平成25年度末 まで	県又は市町村	被災地 ※対象者:被災した高齢者等のうち、援護を要する者	P.19
⑧ 地域福祉等推進特別支援事業 【厚生労働省】	地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的に取り組み、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取り組み、生活不安定者(低所得者層)に対する自立支援の取り組みなどにより地域福祉の推進を図る。	約250億円 (セーフティネット支援対策等事業費補助金[メニュー補助金]の内数) (継続)	平成24年度 約237億円 (セーフティネット支援対策等事業費補助金[メニュー補助金]の内数)	平成25年度末 まで	都道府県 又は市町村	全国	P.20
⑨ 社会的包摂・「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業分) 【厚生労働省】	東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で効率化する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行う。	各都道府県に造成している基金において実施 (継続)	約70億円 平成23年度 第3次補正 約145億円のうちの 約40億円	平成25年度末 まで	都道府県 又は市町村	全国	P.21

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（4）

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑩ 被災者営農継続 支援耕作放棄地活 用事業 【復興庁 (農林水産省)】	被災を免れた農地や避難先等において荒 廃した耕作放棄地を活用し営農活動を再開 する被災農家又は農業者等の組織する団体 等(NPO法人を含む)の取組を支援。	約6.2億円 (継続)	平成23年度 第3次補正 約17.5億円 平成24年度 約4億円	平成25年度末 まで	地域耕作放棄 地対策協議会	被災農家又 は農業者等 の組織する 団体等	P.22 - P.23
⑪ 農山漁村被災者 受入円滑化支援事 業 【復興庁 (農林水産省)】	東日本大震災の影響により、避難生活を余 儀なくされている被災農家等に対し、受入れ 可能な農山漁村地域における農地、雇用、住 まい等に関する情報を提供するとともに、移 転を希望する被災農家等と受入れ可能地域 とのきめ細やかなマッチング等の支援。	約0.2億円 (継続)	平成23年度 第3次補正 約2億円 平成24年度 約0.1億円	平成28年度末 まで	農林水産省	被災農家等	P.24 - P.25
⑫ 海岸防災林再生 等復興支援事業 【復興庁 (農林水産省)】	東日本大震災で災害を受けた海岸防災林 の再生については、防災意識の向上や地域 の復興シンボリックな活動となるよう、地域住 民の参加の下で、NPOや企業等の協力を得 つつ、植栽や保育を進めることとしており、こ うした仕組みづくりを支援。	約0.8億円 (新規)	-	平成29年度末 まで	林野庁	-	P.26 - P.27

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（5）

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑬ 森林環境保全直接支援事業 【復興庁 ・農林水産省】	集約化を進め、利用間伐等やこれと一体となった森林作業道の整備を支援。	約257億円 (継続)	平成24年度 補正予算案 約205億円 〔平成24年度 約288億円〕	-	都道府県	-	P.28
⑭ 農業用水保全の森づくり事業 【農林水産省】	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援する。	約1,128億円 の一部 (継続)	平成24年度 補正予算案 約1,650億円 の一部 〔平成24年度 約7,525億円 の一部〕	-	都道府県	-	P.29
⑮ 漁場保全の森づくり事業 【農林水産省】	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する。	約1,128億円 の一部 (継続)	平成24年度 補正予算案 約1,650億円 の一部 〔平成24年度 約7,525億円 の一部〕	-	都道府県	-	P.29

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（6）

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑯ 環境林整備事業 【農林水産省】	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業、気象害等による被害森林における人工造林等を支援する。	約45億円 (継続)	平成24年度 補正予算案 約50億円 〔平成24年度 約4億円〕	-	都道府県	都道府県	P.30
⑰ 森林・山村資源 利用交付金 【農林水産省】	森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者、地域住民、NPO法人、関係団体など地域で合意した民間協働組織(活動組織)が実施する森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。	約30億円 (新規)	-	平成29年度末 まで	都道府県に設 置される地域 協議会	地域で合意 した活動組 織	P.31 - P.32
⑱ 絆の森整備事業 【農林水産省】	市民グループ(特定非営利活動法人等)等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する。	約1,128億円 の一部 (継続)	平成24年度 補正予算案 約1,650億円 の一部 〔平成24年度 約96億円 の一部〕	-	都道府県	-	P.33 - P.35

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（7）

事業名	概要	平成25年度 予算案	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
①⑨ 日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業 【農林水産省】	民間団体等が実施する、森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報や森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法による総合的普及啓発、NPO等による森づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を支援。	約0.9億円(継続)	H24年度 約1.1億円	平成28年度末 まで	林野庁	-	P.36
②⑩ 水産多面的機能発揮対策 【農林水産省】	水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者・住民・NPO等が行う多面的機能の発揮に資する国民の生命・財産の保全、地球環境保全、漁村文化の継承などの活動に対して支援。	約35億円 の内数 (新規)	—	平成27年度末 まで	都道府県に設置される地域協議会	漁業者、住民 NPO等で組織する活動組織	P.37 - P.38
②⑪ 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業 【復興庁 (経済産業省)】	東日本大震災の被災者の生活支援や被災地における新規事業創出の手段として期待されているソーシャルビジネス(SB)について、先進的なSB事業者のノウハウの移転等により、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるSBの創出や事業基盤の強化を推進し、被災地の早期の復興及び地域経済の活性化を図る。	約2億円 (継続)	平成24年度 約2億円	平成28年度末 まで	復興庁	東日本大震災被災地	P.39

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（8）

事業名	概要	平成25年度 概算要求額	平成24年度 以前の予算額	事業の 実施期間(※)	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
②②「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業 【国土交通省】	地元企業、地縁組織、NPO等の「新しい公共」の担い手による地域づくり活動のうち、「事業型」活動を目指す担い手に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が組織的に連携し、助言・指導を中心とした、継続的かつ高度な支援を行う取組を全国から募集し、選定・実施するとともに、支援体制・内容の改善を随時行うことにより、「事業型」活動を目指す担い手による地域づくり活動に対する支援のあり方について、実証的に検討する。	約1億円の一部 (継続)	〔平成24年度 約0.5億円〕	平成25年度末まで	国土交通省	全国の中間支援組織等	P.40
②③ 地域生物多様性保全活動支援事業 【環境省】	生物多様性保全の取組を公募により選定し、地方公共団体、民間団体等、生物多様性に関連する法律に位置付けられた法定計画等の策定主体や、その実施主体に委託し、計画策定やその実証事業を実施する。また、地域における多様な主体の連携・協働を促進するため、地方公共団体が含まれる地域生物多様性協議会による、地域の生物多様性保全・再生活動の実施に係る費用の一部を支援する。	約1.9億円 (継続)	〔平成24年度 約2.1億円〕	平成26年度末まで	環境省の 各地方環境 事務所	地方公共団体 NGO・NPO、 事業者、協議 会等	P.41
②④ 地域活性化を担う環境保全活動の協働取組促進事業 【環境省】	平成23年6月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成25年4月から本格実施されることを受け、協働取組の充実が必要とされている。特に、環境課題の解決と地域活性化を推進するためには、多様な主体が、環境保全に関して担うべき役割及び行動の有する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した協働取組を行うことが重要である。 このため、環境NPO、地域住民、行政機関等の協働による環境保全活動の実証に係る費用の一部を支援する。	約1億円 (新規)	—	—	—	自治体、企業 地域住民等 と協働取組を 行うNGO・ NPO等	P.42

NPO等が活用可能な政府の財政支援に係る問い合わせ先

ご質問等がある場合は、復興庁の下記までご連絡願います。

・ボランティア・公益的民間連携班(03-5545-7480)

・予算会計班(03-5545-7370)

事業名	府省名 (予算執行府省)	部署名 (予算執行府省)	連絡先 (予算執行府省)
① 原災避難区域等帰還・再生加速事業	復興庁	原子力災害復興班	03-5545-7334
② NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(内閣府)	(政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当))	(03-5253-2111(内線45351))
③ 復興支援員	総務省	自治行政局 地域自立応援課人材力活性化・連携交流室	03-5253-5394
④ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(文部科学省)	(初等中等教育局児童生徒課)	(03-6734-2389)
⑤ 復興教育支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(文部科学省)	(初等中等教育局教育課程課)	(03-6734-2425)
⑥ 震災等緊急雇用対応事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(厚生労働省)	(職業安定局地域雇用対策室)	(03-3593-2580)
⑦ 仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業))	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(厚生労働省)	(老健局振興課)	(03-5253-1111(内3985))

⑧ 地域福祉等推進特別支援事業	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内2857)
⑨ 社会的包摂・「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業分)	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内線2857)
⑩ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室)	(03-6744-2442)
⑪ 農山漁村被災者受入円滑化支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(農村振興局中山間地域振興課)	(03-6744-2498)
⑫ 海岸防災林再生等復興支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(林野庁 研究・保全課)	(03-3502-8243)
⑬ 森林環境保全直接支援事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑭ 農業用水保全の森づくり事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑮ 漁場保全の森づくり事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑯ 環境林整備事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑰ 森林・山村資源利用交付金	農林水産省	林野庁計画課	03-3502-0048
⑱ 絆の森整備事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑲ 日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業	農林水産省	林野庁研究・保全課	03-3502-8243
⑳ 水産多面的機能発揮対策	農林水産省	水産庁計画課	03-3501-3082

⑳ 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(経済産業省)	(地域経済産業グループ立地環境整備課)	(03-3501-0645)
㉑ 「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業	国土交通省	国土政策局地方振興課	03-5253-8404
㉒ 地域生物多様性保全活動支援事業	環境省	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室	03-5521-8150
㉓ 地域活性化を担う環境保全活動の協働取組促進事業	環境省	総合環境政策局環境経済課環境教育推進室	03-5521-8231

原災避難区域等帰還・再生加速事業 (復興庁原子力災害復興班)

(福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費)

平成25年度政府予算案 48億円【復興】(平成24年度補正予算:208億円)

事業概要・目的

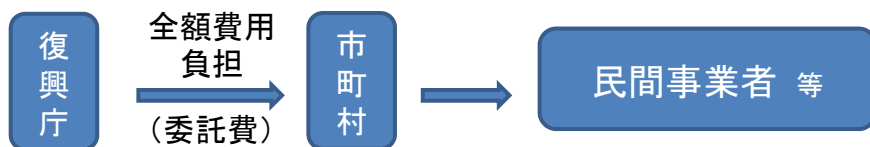
- 東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を復興庁が前面に行います。

(参考)「福島復興再生基本方針」(抄)

第2部 避難解除等区域等の復興及び再生

- (2) ① 国は、その推進してきた原子力政策の下、甚大な原子力災害の被害を受けることとなったこの区域全体が、再び人々が安全で安心して住むことができるようになり、帰還を望む者が皆帰還し、地域の将来を担う若い世代が帰還する意欲を持てるよう、責任を持って対応する。

資金の流れ



期待される効果

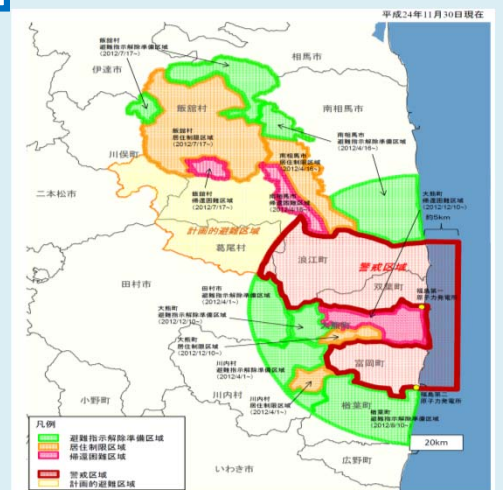
- 原子力災害に遭った市町村への帰還の支援や直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しします。

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

- ・ 原子力被災12市町村

田村市、南相馬市、川俣町、
広野町、楡葉町、富岡町、
川内村、大熊町、双葉町、
浪江町、葛尾村、飯館村



(2) 実施事業の例

① 避難解除区域への帰還加速のための取組

- ★ 喪失した生活基盤施設の代替、補完
区域内外の医療施設、高齢者福祉施設等の再開支援、交通支援、訪問サービス
- ★ 住民の安全安心の対策
放射線リスクなどに関する対話集会等への支援
- ★ 地域コミュニティ機能の維持、確保
住民への情報提供、自治会活動への支援 等

② 直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全

- ★ 荒廃抑制、保全対策
火災防止のための除草、廃家屋の解体撤去、公共施設等の点検・メンテナンス
- ★ 住民の一時帰宅支援
バスの運行、仮設トイレの設置 等

NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業

平成25年度予算案：2.6億円（新規）【復興庁一括計上予算】

背景

- 東日本大震災の被災地等においては、NPO等（自治会、社会福祉法人、協議会等を含む）が復興支援や被災者支援において大きな役割を果たしてきており、今後、被災地の復興が本格化するに当たって更なる活躍が期待される場所であるが、経営基盤が脆弱であるなどの課題を抱え、円滑な運営のためのノウハウの修得を必要とするNPO等が多い。
- 被災地の復興には中長期にわたる支援が必要とされており、個人・民間企業等からの資金調達に対するインセンティブを高めるなど、復興や被災者支援に自立的かつ継続的に取り組む担い手の育成が必要。

事業概要

内閣府

交付金（補助率：2/3）

岩手県、宮城県、福島県に交付し、3県が実施

(1) 復興支援の担い手の基礎的能力強化事業

中間支援組織等を通じた個別のNPO等の基礎的能力向上を目的とした講習会や個別指導等

（取組内容）

- ① 資金獲得、NPO会計基準、認定NPO取得、ICT活用による情報発信等のノウハウ修得セミナー、講習会の実施
- ② 協働の取組の促進のための、NPOと民間企業、他団体等との交流 等

設立間もないNPO等や経営基盤の脆弱なNPO等の基礎的経営能力の向上

(2) 復興支援の担い手の運営力強化実践事業

3県が実施する復興・被災者支援（3県から他県に避難されている方々への支援を含む）や「子ども・被災者支援法」に基づく被災者支援等のうち、NPO等の運営力強化を図ることを内容とする以下に示すテーマ等に係る先駆的な取組に限定して支援。

（支援テーマ例）

- ① 支援活動の実践を通じたNPO等の人材育成（例：避難者の就業支援や被災者のカウンセリング、まちづくり等の専門家の養成）
- ② 支援活動を行うNPO等間のネットワークの形成（例：支援ニーズの共有・マッチング、ノウハウの移転、復興拠点の構築、中間支援組織の強化・育成）

人材育成やネットワーク形成による復興・被災者支援を担う中核的NPO等の育成

高い運営力を有するNPO等の育成

自立して活動できる担い手による、中・長期的な復興・被災者支援の継続

「復興支援員」制度について

制度の概要

- 目的:被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体:被災地方公共団体 ※ 東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・222市町村)
- 設置根拠等:被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間:概ね1年以上最長5年
- 総務省の支援

①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置(2011年度～)

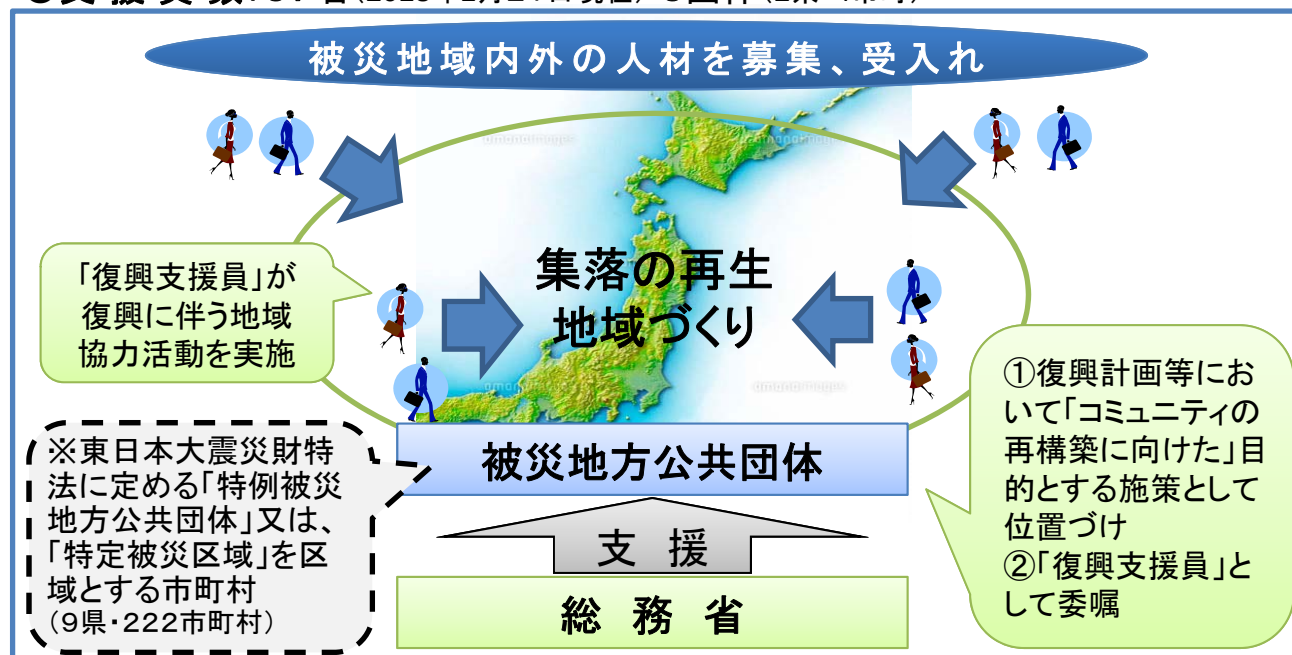
⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)*+活動費(必要額)を措置

※参考:地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置

②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、
募集や研修、マネジメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

○支援員数:67名(2013年1月21日現在) 6団体(2県・4市町)

支援員の募集・選考、事前説明、給与の支払い、活動後のサポート等の事務をNPO団体等に委託することが可能です。



復興に伴う地域協力活動の例

- 被災者の生活支援、見守り・ケア等
 - ・話し合いの場づくり
 - ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手等
 - ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整
- 地域おこし活動の支援
 - ・イベント等の企画・運営支援
 - ・ネットワークづくりの支援
 - ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
 - ・都市との交流事業実施応援等
 - ・地域ブランドづくりやプロモーションの支援、地場製品の販売等
- 集落のビジョン策定

※具体的内容については、各被災地方公共団体が委嘱において地域の実情に応じ定める

(参考)総務省通知(2012年1月6日付け)

復興支援員 ～活動までの基本的な流れ～

①予算措置

- ・設置自治体における議会の議決
- ※ 特別交付税対象経費に留意

②実施要綱等の作成

- ・地域のニーズの把握
- ・実施要綱・設置要綱の作成
- ・募集原稿の作成
- ・募集要綱(業務概要、待遇等を記載)の作成 等



③募集

- ・自治体のHP、広報誌等で公募
- ・都市部での説明会の実施
- ※ 公募によるか、よらないかは自治体の判断

④選考・決定

- ・復興支援員の決定

⑤事前説明・準備

- ・支援員への事業の詳細の説明
- ・現地説明会の実施(住民との顔合わせ)
- ・地域での役割・心構えなどを学ぶ研修の実施
- ・支援員の年間活動計画の策定 等

⑥委嘱手続き

活動開始!

支援員の募集・選考、事前説明、給与の支払い、活動後のサポート等の事務をNPO団体等に委託することが可能です。

■活動開始後の主な取組例

- サポート体制の構築
 - ・ 支援員活動の現状把握
 - ・ 支援員からの相談体制の整備 等
- 支援員の活動状況をホームページ、広報誌等でPR
- 支援員同士・関係者の交流の機会の確保
- 各種研修の実施
- 総務省へ特別交付税の基礎数値報告 等

■お問合せ先■

総務省 地域力想像グループ 人材力活性化・連携交流室
電話:03-5253-5394

「復興支援員」「地域」「自治体」
の三者の連携・結束がポイント!

復興支援員

地域、自治体の将来ビジョン、
復興支援員に対するミッションを
明確にすることが重要!

自治体

地域

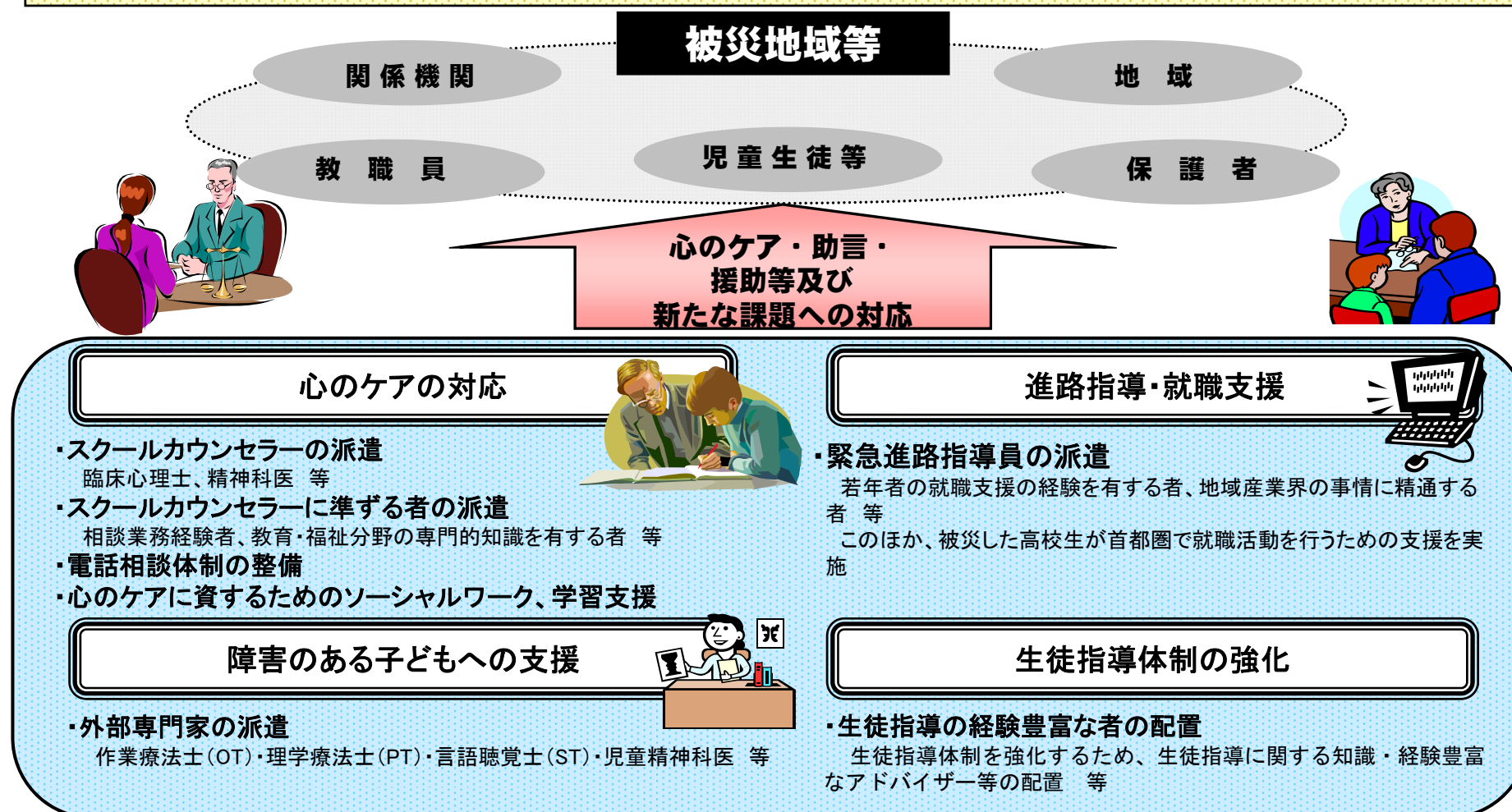
緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成24年度予算額 : 4,702百万円【復興特別会計措置額】

平成25年度査定額(案) : 3,913百万円【復興特別会計計上額】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度予算及び平成24年度予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。

これらの支援について、被災地の自治体からは平成25年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する切れ目ない心のケアや必要な支援を行うための経費を計上する。



復興教育支援事業

平成24年度予算額	55百万円
うち復興特別会計計上分	55百万円
平成25年度予算額(案)	95百万円
うち復興特別会計計上分	95百万円

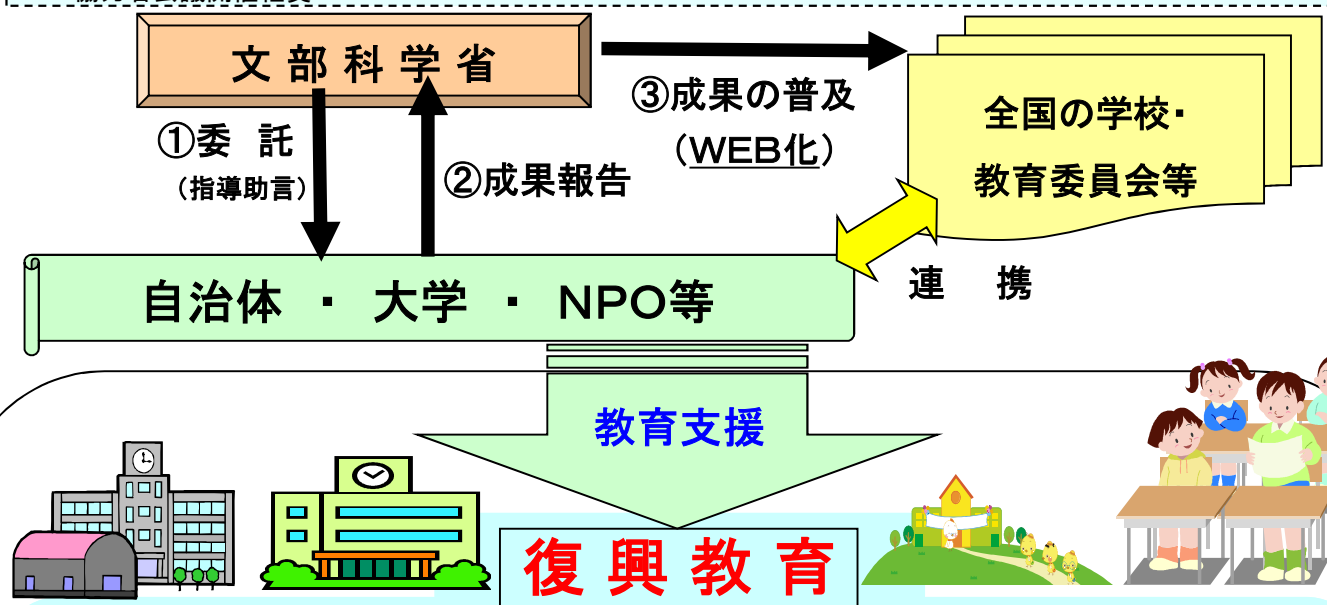
被災地では、自治体のみならず、大学・NPO等様々な主体が積極的に関わり、被災地の復興はもとより、今後の我が国の学校教育の新しいモデルとなるような先進的な取組が進められつつある。このような取組は、新学習指導要領が重視している「思考力・判断力・表現力」や「学ぶ意欲」の向上にも大きな役割を果たすことが期待されるものである。

このことを踏まえ、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する団体の取組を支援するとともに、その成果を全国に普及する。

【事業内容】

復興に向けた先進的な教育活動を展開する自治体や大学・NPO等が行う取組を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する。

- ・団体委託費(16件)
- ・協力者会議開催経費



東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための教育

【具体の取組例】

- ① 社会を生き抜く力の養成
 - 震災体験や科学的知見を踏まえた防災教育の推進
 - 避難所生活等を踏まえた思いやり、助け合いなど心の教育の推進
- ② 絆づくりとコミュニティの再構築
 - 地域の様々なコミュニティ(公共機関、農林水産団体等)の復興への動きと連動した地域学習の推進
- ③ 未来への飛躍
 - 地域の復興に貢献し自らの生き方を考えるキャリア教育、市民教育の推進
- ④ 学びのセーフティネット
 - 震災の影響により学習が遅れがちとなった児童生徒への個に応じた授業の推進や体験活動の実施
 - 子どもの安心安全などについて保護者等への相談・カウンセリングの推進

震災等緊急雇用対応事業の積み増し(基金の1年延長)

平成24年度補正要求額:500億円

趣 旨

○東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が各地に避難していることから、平成23年度より震災等緊急雇用対応事業を実施しているところであるが、沿岸部の雇用者数が震災前の水準まで回復していないなど、雇用の復興には引き続き時間を要すると考えられる。

○このため、震災等緊急雇用対応事業の基金を積み増すとともに、実施期間を延長し、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図るための事業を実施する。

【事業の規模】

3,000億円

23年度1次補正 500億円

23年度3次補正 2,000億円

24年度補正要求額 500億円

【対象期間】

平成25年度末まで

(平成25年度に開始した事業については、平成26年度末まで)

事業概要

◆拡充の概要

- 要求額 500億円
- 事業実施期間の延長 平成24年度末まで → 平成25年度末まで
(注)ただし、平成25年度に開始した事業については、平成26年度末までとする

◆事業概要

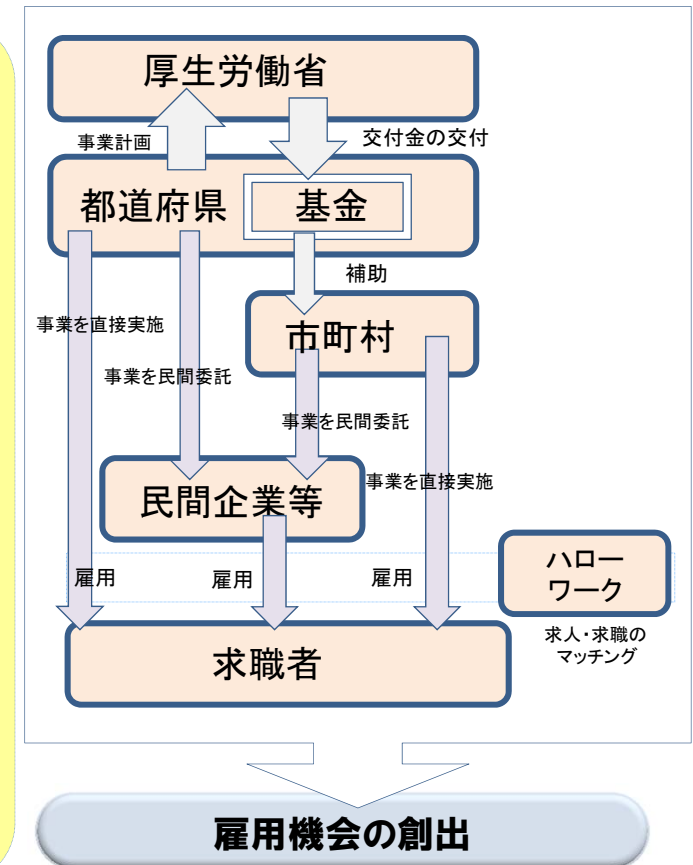
- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用
- 雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能

◆実施地域及び対象者

- 被災地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉県)の災害救助法適用地域)において被災求職者を対象に実施

◆実施要件

- 事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上
- 雇用期間は1年以内(複数回更新可)



地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成25年度予算額（案） 23億円

〔 平成23年度1次補正予算額 70億円
平成23年度3次補正予算額 90億円 〕

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、23年度1次及び3次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

- 積増先：介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業）
- 積増地域：宮城県、福島県（岩手県は基金残分に対応）
⇒ 現行、24年度限りの基金を25年度まで延長（※被災地以外の基金についても延長）
- 事業内容

① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の運営等

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を推進する。

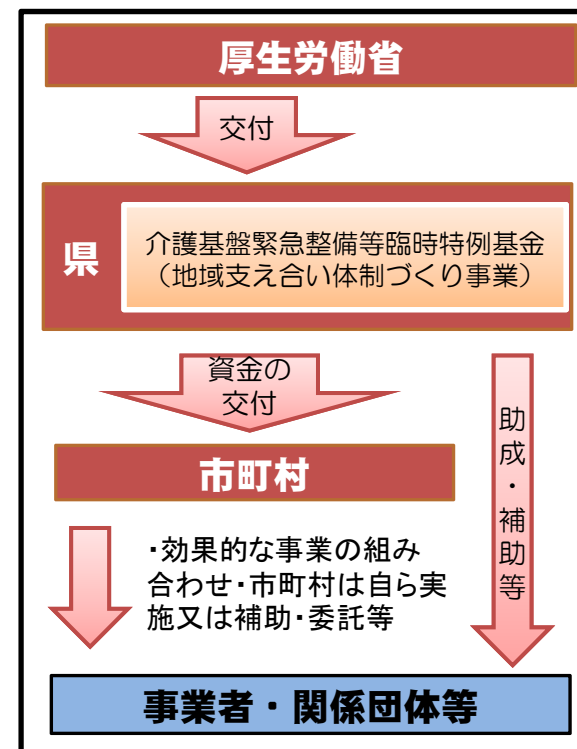
② 孤立防止、介護予防等を支援する取組（活動例の追加）

一般の仮設住宅のほか、特に民間賃貸仮設住宅の入居者の孤立防止、介護予防等を支援するサポート拠点等の取組に対して、支援する。

（活動例）

- ・ 仮設住宅高齢者世帯（民間賃貸分含む）等への訪問相談援助活動（全世帯等ローラー作戦等）
- ・ 高齢者の健康・生きがいづくりや社会参加につながる活動
- ・ 復興のまちにおける地域支え合い体制づくりやサポート拠点機能の維持

<参考> 事業実施までの流れ



地域福祉等推進特別支援事業

(項) 地域福祉推進費

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

256億円の内数

○ 本事業は、地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的に取り組み、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取り組み、生活不安定者（低所得者層）に対する自立支援の取り組みなどにより地域福祉の推進を図る。

① 地域福祉等推進（ボランティア分野も含む。）のための先駆的・試行的取り組みに対する補助

ア 実施主体

- ・ 都道府県、指定都市、市区町村（委託可）
- ・ 都道府県、指定都市、市区町村が適当と認める団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）

イ 補助率

- ・ 国1／2、都道府県（指定都市、市区町村）1／2

(参考)

<イメージ例>

- ・ 災害時の要援護者支援に向けた取り組み
- ・ 学童の通学安全確保のための地域の取り組み
- ・ 企業、大学、研究機関等と連携した地域再生の取り組み
- ・ 孤立死、徘徊等の予防に向けた取り組み
- ・ 団塊の世代など退職者の地域福祉活動促進に向けた取り組み

② 地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する者の設置や拠点づくり・見守り活動等へ補助 生活不安定者（低所得者層）に対する自立支援の取り組みに対する補助

ア 実施主体 市区町村（委託可）

イ 補助率 国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4

③ 地域人材活用支援事業

定年退職者等が持っている資格やノウハウなどの潜在的な社会資源を発掘し、地域の活躍の場に結びつけるコーディネーターを養成・配置に対する補助

ア 実施主体 都道府県、指定都市、市区町村（委託可）

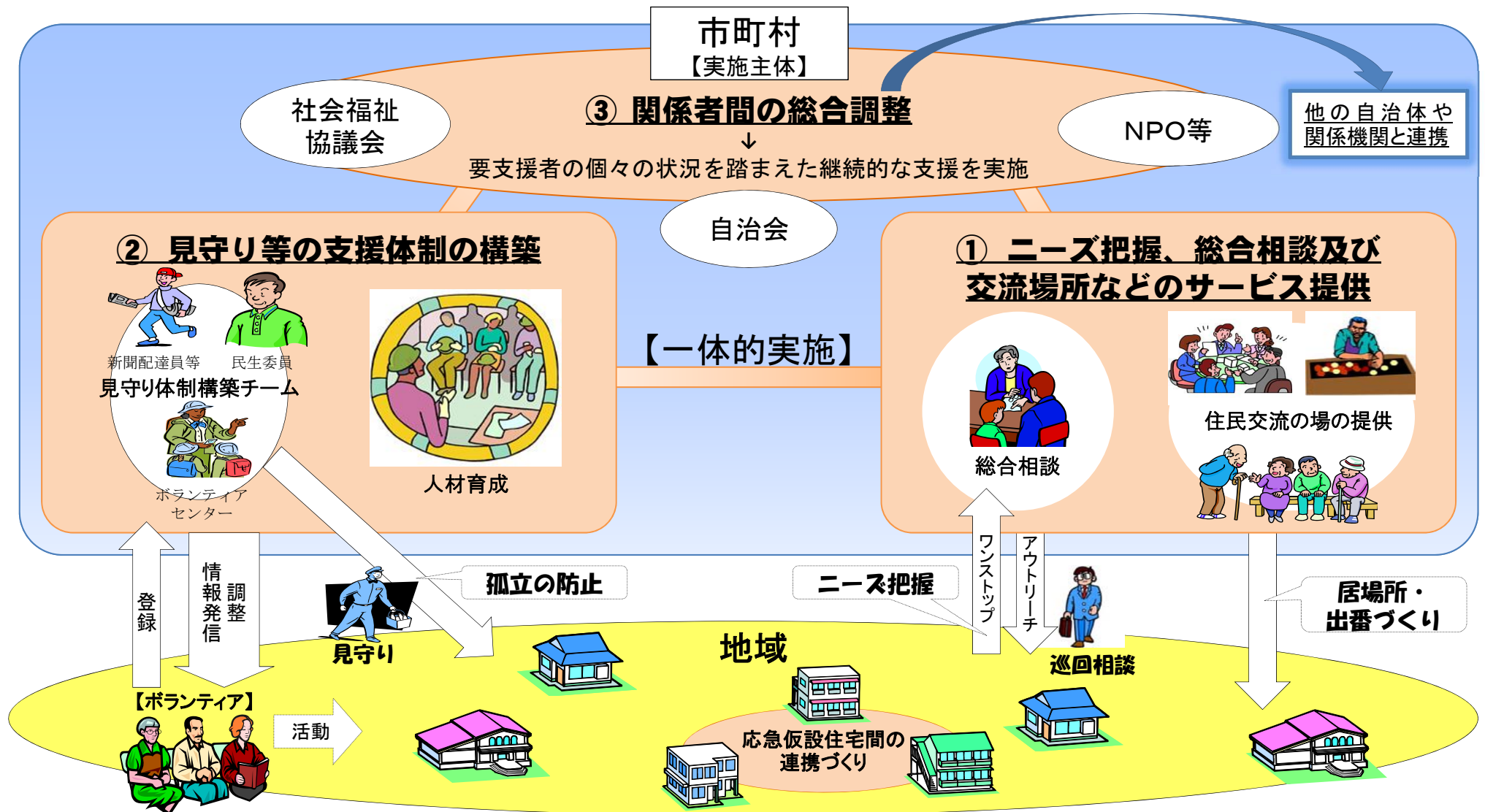
イ 補助率 国1／2、都道府県（指定都市、市区町村）1／2

地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



9 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

【復興特会計上分623（401）百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を再生し被災農家等が営農活動を再開するまでの一連の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先等において営農活動を再開できるよう、その基盤となる農地を確保することが必要となっています。
- ・一方、荒廃した耕作放棄地の再生利用を図ることは、避難先等の地域においても喫緊の課題となっています。
- ・このため、このような耕作放棄地を活用して被災農家等の営農活動の再開を支援するきめ細かな措置が求められています。

政策目標

耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を継続

<主な内容>

被災農家等が自ら農業経営を営む場合のほか、受け入れ地域の「耕作放棄地対策協議会」が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合も対象とします。

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木等の除去、深耕、整地等）、土づくり、再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を定額（雑草・雑木等の除去5万円/10a等）で支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します（補助率1/2以内等）。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を定額で支援します。

（補助率：定額（雑草、雑木等の除去5万円/10a等）、1／2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会）

〔お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2442（直））〕

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

- 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、その基盤となる農地の確保を行うことが緊要。
- 一方、避難先等の地域においても荒廃した耕作放棄地の再生利用は喫緊の課題。
- このため、耕作放棄地を活用し、被災農家等の営農活動の再開を支援。

事業費・国費

H25概算要求額 6.2億円
(うち国費6.2億円)

対象地域

避難元が被災地域

補助対象

耕作放棄地対策協議会

補助率

定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等)
1/2以内等

交付の流れ

国 → 都道府県耕作放棄地対策協議会
→ 地域耕作放棄地対策協議会
→ 取組主体(被災農家等)



再生作業
(雑草、雑木等の除去)



土づくり

被災農家等が自ら農業経営を営む場合

被災農家等



○移転先で耕作放棄地を活用して農業経営を再開したいが、支援がないだろうか。



耕作放棄地対策協議会



○被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】

- ・再生作業(雑草、雑木等の除去) 5万円/10a
※抜根等を伴う場合は10万円/10a
- ・整地等 5万円/10a
- ・土づくり 5万円/10a
- ・施設等補完整備(小規模基盤整備) 5万円/10a

※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は補助率1/2以内等

実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等



○新しい土地ですぐに農業経営するのは不安。営農再開に向けて支援を受けながら少しずつ地域に慣れて行けないだろうか。



耕作放棄地対策協議会



○協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行うことができます。

【主な支援内容】

- 協議会が、被災農家等を雇用し、
- ・耕作放棄地の再生作業
- ・再生した農地で営農を実証するための農作業を実施(被災農家等に対し賃金を支給)

10 農山漁村被災者受入円滑化支援事業

【復興特会計上分 18 百万円】

対策のポイント

被災地からやむを得ず移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、受入れ情報を提供し、受入れ地域とのマッチング等の支援を引き続き実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災の被災地では、津波被害や原発事故等の影響により避難生活を余儀なくされている被災農家等においては、未だに当該地域で営農を再開することが困難な状況が継続しています。
- ・こうした状況を踏まえ、やむを得ず移転を希望する被災農家等に対し、避難先など他地域での営農再開による生活再建のための受入可能な農産漁村地域の情報提供等、きめ細かな支援が必要となっています。

政策目標

本事業を活用して被災地域から移転した農家の離農率が全国平均以下であること

<主な内容>

○被災農家等に対する農山漁村地域の受入れ情報の提供等

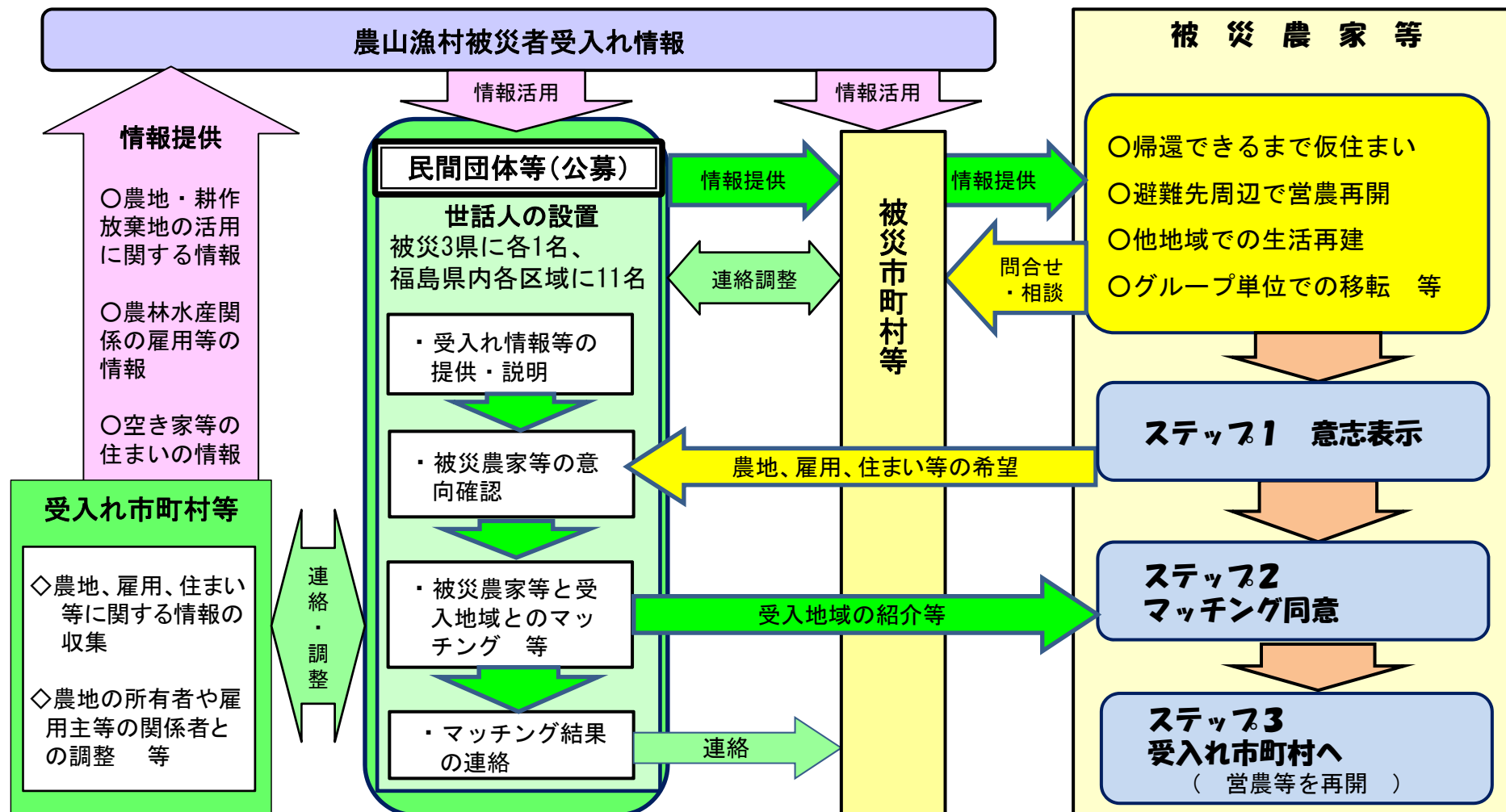
東日本大震災の影響により、避難生活を余儀なくされている被災農家等に対し、都道府県、市町村、農業関係団体等と連携しつつ、受入れ可能な農山漁村地域における農地、雇用、住まい等に関する情報を提供するとともに、やむを得ず移転を希望する被災農家等と受入れ地域とのマッチング等のきめ細やかな支援を引き続き実施します。

{	農山漁村被災者受入円滑化支援事業	18（10）百万円
		補助率：定額
		事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課(03-6744-2498(直))]

農山漁村被災者受入円滑化支援事業

○被災地からやむを得ず他の地域へ移転せざるを得ない被災農家等に対し、農地、雇用、住まい等に関する「農山漁村被災者受入れ情報」を提供し、受入れ可能な地域とのマッチング等のきめ細かな支援を実施。



海岸防災林再生等復興支援事業（新規）

【平成25年度概算決定額（復旧・復興対策） 83,077（0）千円】

事業のポイント

海岸防災林を再生する取組において、地元住民やNPO、企業等が参画する仕組みづくりを支援します。

<背景>

東日本大震災により甚大な被害を受けた海岸防災林の再生については、大規模災害に対する防災意識の向上や地域の復興のシンボリックな活動となるよう、地域住民の参加の下で、NPOや企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進めることとしています。

政策目標

被災海岸防災林 140kmの復旧・再生

<内容>

- ・地元住民やNPO・企業への意向調査、これらの者と地元自治体との協議会の開催、海岸防災林の機能に関する調査等、地元住民、NPO、企業等が海岸防災林再生に参画していくための仕組みづくりを支援します。
- ・地域住民やNPO等が行う植樹活動が円滑に進むよう、植樹会場の設営、安全対策、参加者の移動等に対して支援します。

<補助率>

定 額

<事業実施主体>

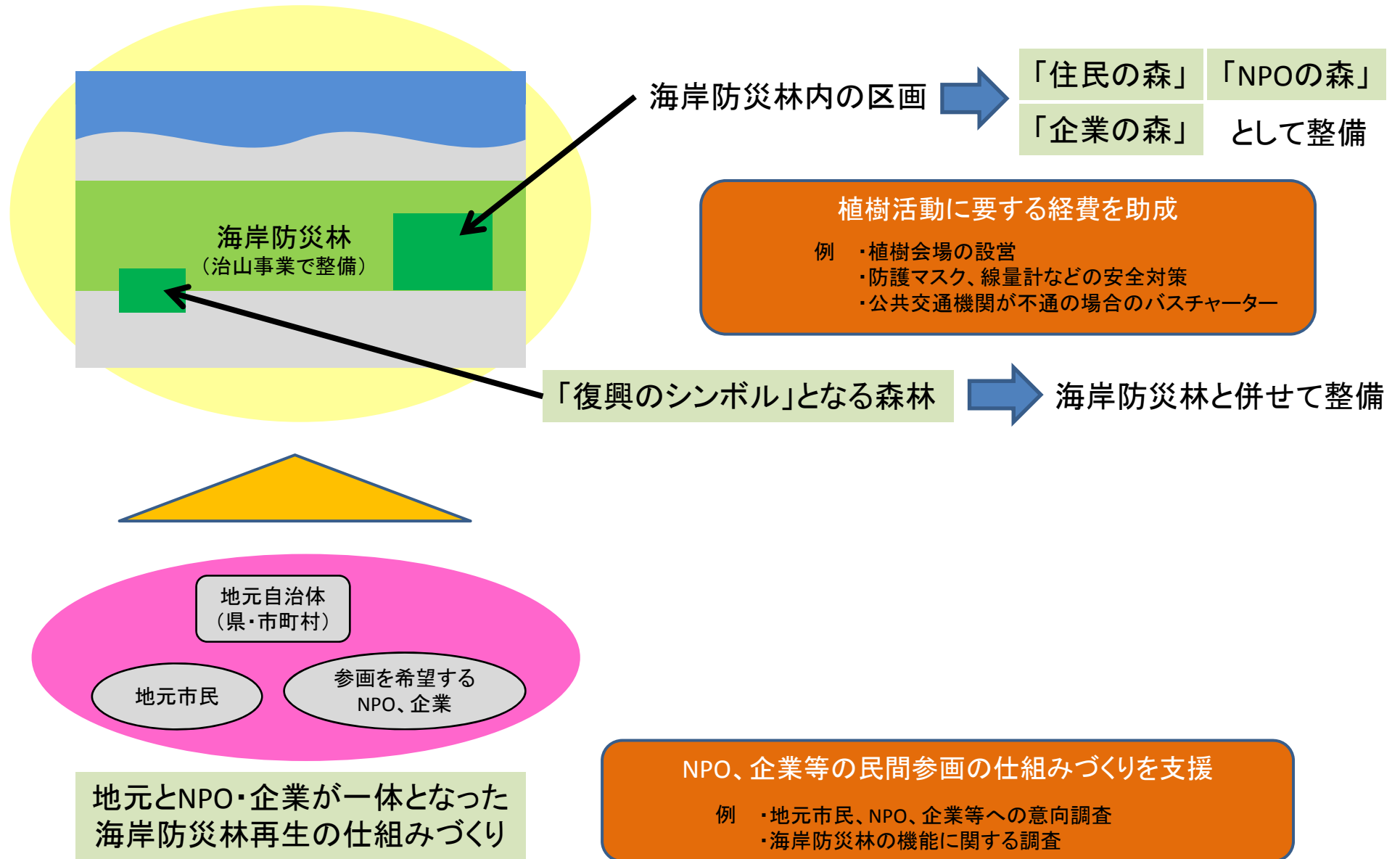
民間団体

<事業実施期間>

平成25年度～29年度

[担当課：林野庁研究・保全課]

海岸防災林再生等復興支援事業【復興枠】



森林管理・環境保全直接支払制度

【23, 193（28, 846）百万円】

対策のポイント

間伐等の森林整備と、集約化施業に必要な活動に対する支援を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林は、資源が量的に充実しているものの、林業の低い採算性等から森林所有者の林業への関心が低下して、森林の適正な整備に支障を来し、森林の有する多面的機能が十分に発揮されなくなることが危惧されています。
- ・また、森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するとともに、森林吸収源対策の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）の確保等を図る必要があります。
- ・このため、面的なまとまりをもった集約化や路網整備等を行う者を対象に、利用間伐等やこれと一体となった森林作業道の整備等に対する支援を行います。

政策目標

森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

森林環境保全直接支援事業

23, 193（28, 846）百万円

集約化を進め、利用間伐等やこれと一体となった森林作業道の整備を支援します。

（補助率：3／10等
事業実施主体：地方公共団体、林業事業者等）

※ 集約化施業の取組に必要となる森林情報の収集、森林の状況調査、境界確認、施業提案書の作成・森林所有者の合意形成等の活動については、「森林整備地域活動支援交付金」により造成された既存基金を活用して支援します。

〔お問い合わせ先：林野庁整備課（03-3502-8065（直））〕

農業用水保全の森づくり事業

森林は、水源かん養機能や土砂流出防止機能等を有しており、農業用水の安定的な供給等に重要な役割を果たしていること、及び京都議定書目標達成計画に定められた森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けて森林整備等の強力な推進が不可欠な状況にあることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、ダム、ため池、頭首工、揚水機等の農業用水の供給を目的に設置された農業用水を貯留又は取水する施設（以下「貯水池等」という。）への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域（以下「水源地域」という。）において行うもの、及び貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、水源地域の森林の周辺農地に介在する耕作放棄地において行う植林等について、都道府県及び市町村に対し、国が助成を行う制度を定めるものである。

○対象地域

次に掲げるア及びイを満たす水源地域。

- （ア）当該水源地域における貯水池等において、流況の悪化、土砂流入の増加等がみられること又は懸念されること。
- （イ）当該水源地域の森林の整備・保全を促進することにより、水源かん養機能等の発揮を通じ、良質な農業用水の安定的な供給等が期待できること。

○事業内容等

森林整備事業の環境林整備事業 及び
農山漁村地域整備交付金の育成林整備事業に準ずる。

漁場保全の森づくり事業

沿岸域の開発により減少した藻場や干潟の保全、土砂流出等により悪化した漁場環境の改善のためには、漁場と密接に関係している森づくりを積極的に推進していくことが必要であることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うもの（以下「森林の整備事業等」という。）について、都道府県に対し、国が助成を行うものとする。

○対象となる箇所等

以下の漁場及び実施箇所を対象として実施する森林の整備事業等をいう。

- （ア）対象となる漁場

次に掲げるイ及びロを満たすこと。

- イ 磯焼け又は土砂の流出等による漁場環境の悪化がみられること
- ロ 栄養塩類等の供給又は濁水の緩和等の効果が期待できること
- （イ）次に掲げるイ又はロのいずれかを満たす実施箇所であること。
 - イ 栄養塩類等の供給を目的とする場合にあっては、対象漁場が閉鎖的な湾又は入り江等であって、それらの後背地における森林又は対象漁場へ流入する河川流域における森林
 - ロ 濁水の緩和等を目的とする場合にあっては、濁水又は土砂等が対象漁場に流入するおそれがある河川流域における森林

○事業内容等

森林整備事業の環境林整備事業及び
農山漁村地域整備交付金の育成林整備事業に準ずる。

環境林整備事業

【4, 500(447) 百万円】

対策のポイント

森林の多面的機能の発揮の観点から整備が必要な森林において、地方公共団体と森林所有者等との協定に基づいて行う広葉樹林化などを支援します。

<背景／課題>

- ・森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するとともに、森林吸収源対策の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）の確保等を図る必要があります。
- ・また、所有者の自助努力等によっては適正な整備が期待できない条件不利地等において、森林の多面的機能を発揮させる観点から施業が必要な森林については、公的主体による広葉樹林化などセーフティーネット対策が必要です。

政策目標

森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

1. 公的森林整備への支援

面的にまとまって計画的な間伐等を実施することが困難な森林など、自助努力等によっては適正な整備が期待できない森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う広葉樹林化や針広混交林化等の施業を支援します。

2. 被害森林の復旧造林等への支援

気象害等による被害森林における復旧造林や松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換について支援します。

環境林整備事業 4, 500(447) 百万円
補助率：3／10、5／10 等
事業実施主体：地方公共団体、NPO等

〔お問い合わせ先：林野庁整備課（03-3502-8065（直））〕

森林・山村多面的機能発揮対策[新規]

【3,000(一)百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化の取組に支援します。

<背景／課題>

- ・森林・林業を支える山村において、過疎化等の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化し、森林の手入れが行われなくなったことで、竹の侵入等による里山の荒廃が進行しているため、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。
- ・森林の多面的機能を持続的に維持発揮させていくためには、山村地域の住民が協力して里山林等の保全管理や森林資源の利活用を実施していく体制を整えることが不可欠です。

政策目標

○全国1,200地域で地域の特性に応じて里山林の保全管理や山村活性化の取組を推進（平成25～27年度）

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 2,985(一)百万円
地域住民が森林所有者、林業者、NPO、民間団体等との合意により設置する民間協働組織（活動組織）による里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する以下の取組に対し、一定の費用を国が支援します。

ア. 地域環境保全タイプ

- ・集落周辺の里山林と維持するための景観保全・整備活動、集落周辺での鳥獣被害の防止活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理
- ・侵入竹の伐採・除去活動や利用に向けた取組

イ. 森林資源利用タイプ

- ・里山林の広葉樹等未利用資源を収集し、木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等として利用する活動や伝統工芸品の原料として活用

ウ. 森林空間利用タイプ

- ・地域の森林における森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等

エ. 機材及び資材の整備

- ・上記ア及びイの実施のために必要な機材及び資材の整備

（補助率：定額（1/2相当）
（1組織当たり500万円を上限）
事業実施主体：地域協議会）

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 15(一)百万円

森林・山村多面的機能発揮対策による活動成果について、評価及び検証を実施します。

（補助率：委託
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先： 林野庁計画課（03-3502-0048(直)）]

森林・山村多面的機能発揮対策(新規)

【3,000(一)百万円】

背景

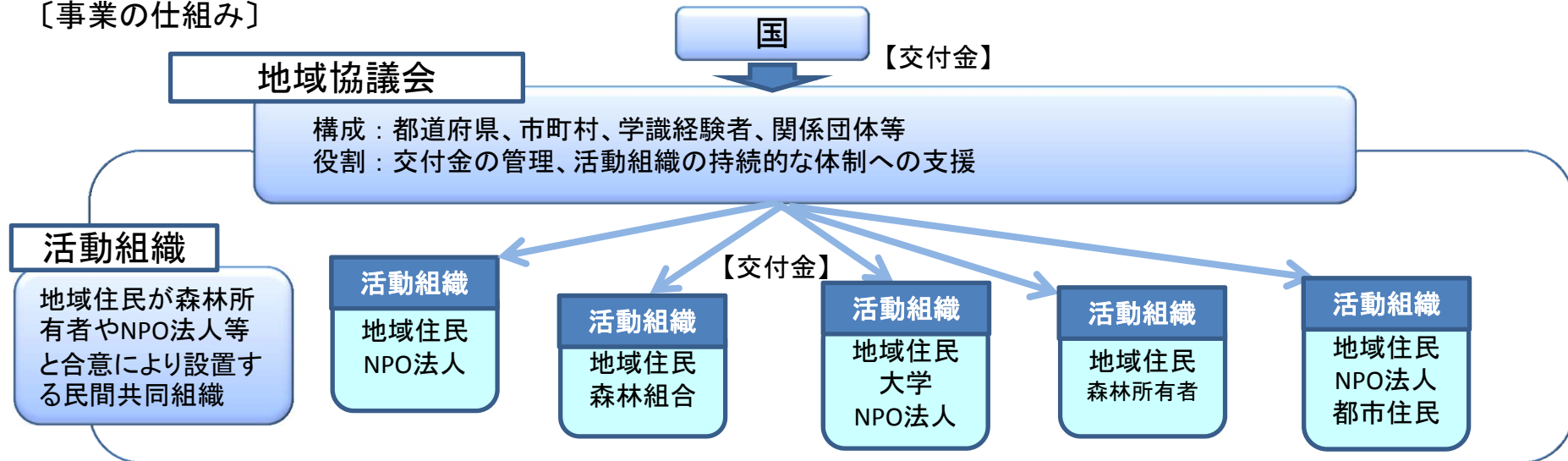
森林・林業を支える山村において、過疎化・高齢化の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化しつつあり、水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の有する多面的機能の発揮が困難となっている。

事業

地域住民が森林所有者、NPO法人、関係団体等と地域で合意した民間協働組織(活動組織)が実施する森林の保全管理や森林資源の利活用等、森林の多面的機能の維持増進および山村の活性化に資する取組に対し、平成25年度～27年度の3年間、一定の費用を国が支援。

〔・補助率：定額 ・1活動組織当たりの交付上限額：500万円〕

〔事業の仕組み〕



支援対象となる活動組織の活動内容

地域環境保全タイプ		森林資源利用タイプ		森林空間利用タイプ
				
里山林景観を維持するための活動	侵入竹の伐採・除去活動	集落周辺の広葉樹の伐採・搬出	広葉樹を薪として利用	森林環境教育の実践

農山漁村地域整備交付金

農山漁村地域において、農業農村、森林、水産、海岸の各分野でそれぞれが実施してきた既存の事業を見直し、農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能な、使い勝手のよい新たな交付金を創設し、農山漁村地域の総合的な整備を推進する。

森林整備事業

共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業とする。

○絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。

○事業区分及び事業内容等

1) 市民参加型森林整備

集落周辺の里山林や都市近郊林において、森づくりへの市民参加を推進

事業区分	事業内容
ア 全体計画調査	全体計画の策定に必要な調査を行う事業
イ 共生環境整備	市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等
ウ 付帯施設整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等
エ 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期間継続して使用される作業道（絆の森作業道）の開設及び改良
オ 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得
カ 森林管理道整備（開設）	森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の開設

①行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施

②市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等）等が森林所有者から受託して森林施業計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者と森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施

③市民開放タイプ

森林施業計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市

民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施

(補助対象は、次のとおり細分する。)

区 分	行政支援タイプ	市民主導タイプ	市民開放タイプ
全体計画調査	○		
共生林整備	○	○	○
付帯施設整備	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○
用地等取得	○		
森林管理道整備(開設)	○	○	○

2) 野生生物共生林整備

野生生物との共生を図るため、野生生物の生息環境保全に資する森林整備を実施

事業区分	事業内容
ア 共生環境整備	野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等
イ 付帯施設整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等
ウ 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期間継続して使用される作業道（絆の森作業道）の開設及び改良
エ 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得
オ 森林管理道整備 (開設)	森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の開設

○事業主体

・造林関係

ア 市民参加型整備

①行政支援タイプ

都道府県、市町村

②市民主導タイプ

森林施業計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

③市民開放タイプ

森林所有者等のうち森林施業計画の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者

イ 野生生物共生林整備

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けた者

・林道関係

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会

○事業要件等

・造林関係

1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりのある森林

・林道関係

【森林管理道開設】

次の要件全てに該当するもの

- ① 地域森林計画に記載された林道
- ② 林道規程に規定する自動車道
- ③ 開設効果指数が0.9以上（ただし、防火林道を除く）、峰越連絡林道の幹線にあっては1.2以上
- ④ 利用区域内森林面積が50ha以上
- ⑤ 全体計画延長が1km以上
ただし、次のいずれかに該当する林道を除く。
 - a 次のいずれかに該当するものは、利用区域内森林面積が30ha以上、かつ、全体計画延長が0.8km以上
 - (a) 過疎、特定市町村、準特定市町村等
 - (b) 水特、複層林、特保
 - b 長期育成循環型路網の幹線にあっては、利用区域内森林面積が500ha以上、かつ、全体計画延長が1km以上
 - c 峰越連絡林道にあっては、幹線は直接利用区域500ha以上、その他は100ha以上
- ⑥ 着工後10年以内に、利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林整備（地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。）が見込まれること
- ⑦ 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上

○補助率

- | | | |
|-------|---------|----------|
| ・造林関係 | 森林整備等 | 1 / 2 |
| | 用地等取得 | 1 / 3 |
| ・林道関係 | 森林管理道開設 | 45 / 100 |

日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業（継続）

【平成25年度概算決定額 87,854（108,000）千円】

事業のポイント

国民参加の森林づくりの推進や、木を使うことが森林の整備や林業の振興に結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進や地域材等の森林資源の利用を拡大するための国民運動を展開します。

<背景／課題>

我が国の成熟した森林資源を活かしつつ、森林・林業・木材産業の振興を図るためには、これまで以上に幅広い国民各層に森林づくり活動や木づかい運動への理解と参加を促していくことが重要です。

政策目標

- ・企業による森林（もり）づくり活動実施箇所数が前年より増加
- ・森林（もり）づくり活動支援組織（森づくりコミッション）数が前年より増加
- ・「木づかい運動」への参加団体数を、277団体（平成22年度末）から平成27年度末までに400団体に増加

<内容>

1. 森林づくり活動や木づかい運動等による総合的普及啓発

森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報、森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法による総合的普及啓発を行います。

2. 国民の参加・体験・学びの促進

NPO等による森づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を促進します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成24年度～28年度（5年間）

[担当課：林野庁研究・保全課、木材利用課]

水産多面的機能発揮対策（新規）

1 趣 旨

水産業・漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供など国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担ってきた。

しかしながら、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業・漁村が関わる問題が深刻化するに連れ、これらの多面的機能の発揮に支障が生じている。

そのため、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図るものである。

2 事業内容

（１）水産多面的機能発揮対策事業

ア 事業の仕組み

都道府県、市町村、漁協等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、地域活動指針の作成、交付金交付事務等を行い、国からの交付金を受けて活動組織に交付金を交付する。

地域協議会、都道府県及び市町村が交付事務を行うために必要な経費について、運営交付金を交付する。

イ 対象とする活動項目

漁業者等が行う水産の多面的機能を図るための、以下の項目について支援。

① 国民の生命・財産の保全： 国境監視、海難救助等

② 地球環境保全： 藻場・干潟等の維持・保全、海洋汚染対策、漂流漂着物処理、漁場環境保全のための植樹等

③ 漁村文化の継承： 教育と啓発の場の提供、漁村の伝統文化、食文化等の伝承
機会の提供

（２）水産多面的機能発揮対策支援事業

水産業・漁村の多面的機能に資する活動を全国的に推進するため、技術的事項についての講習会、技術サポート等を行う。

3 事業実施主体

〔水産多面的機能発揮対策事業〕 地域協議会、都道府県、市町村

〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕 民間団体

4 事業実施期間

平成２５年度～平成２７年度

5 平成２５年度概算決定額（前年度予算額）

〔水産多面的機能発揮対策事業〕	3,500,000千円（０千円）
〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕	3,360,000千円（０千円）
	140,000千円（０千円）

6 補助率等 定額

7 担当課

水産庁計画課 ０３－３５０１－３０８２（直）

水産多面的機能発揮対策【新規】

平成25年度概算決定額
3,500(一)百万円

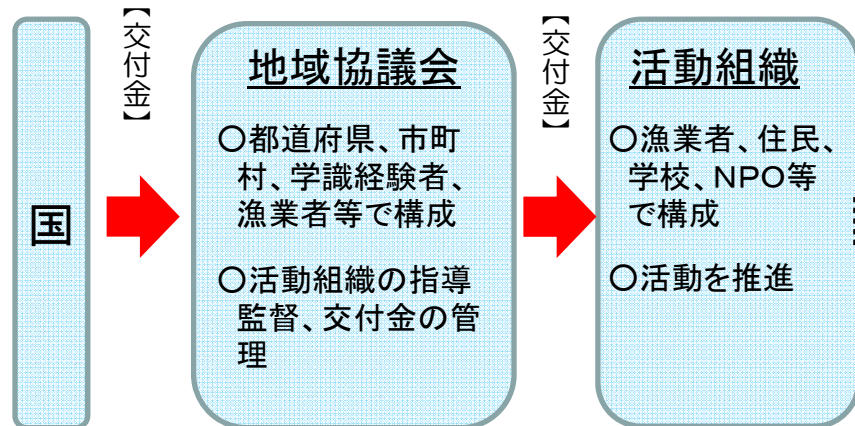
背景

漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、水産業・漁村の多面的機能の発揮に支障が生じており、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図ることが必要。

事業内容

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し、一定の費用を国が支援。

【事業の仕組】



【主な活動項目】

国民の生命・財産の保全



海難救助



国境監視

地球環境保全



漂流漂着物処理



藻場の保全

漁村文化の継承



食文化等の伝承機会の提供



教育と啓発の場の提供

全国的に漁村の多面的機能が効果的に発揮され、広く国民が享受

水産業・漁村が活性化され、その再生が促進

相乗効果

東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業【復興】

2. 0億円（2. 0億円）

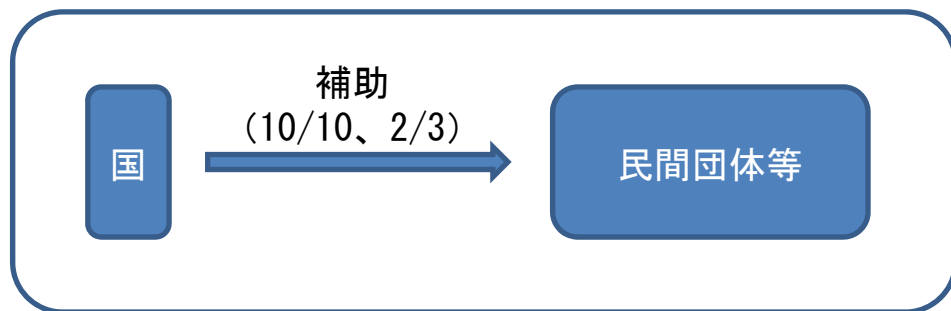
地域経済産業グループ 立地環境整備課
03-3501-0645

事業の内容

事業の概要・目的

- 東日本大震災の被災地の復興のためには、既存の産業の再生・復興に加え、新たな地域産業の構築や雇用の創出が求められています。
- また、被災地の住民の方々は未だに多くの社会的課題を抱えています。復興が長期化するにつれて、ボランティアを中心とする支援活動に加え、被災地の自立化を後押しする、持続的な復興支援も重要です。
- 被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス（SB）を振興するため、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、普及啓発等を補助します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



「新しい公共」の担い手による地域づくり推進経費

人々の支え合いと活気のある社会をつくることに向けた様々な当事者の自発的な「協働の場」、すなわち「新しい公共」を実現するため、地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による地域経営や地域課題解決のシステムに向けた活動環境の整備として、これら「新しい公共」の担い手による地域づくりを促す制度を構築する。

(1)「新しい公共」活動環境整備等検討調査【継続、調査費】

- 全国での個別地域金融機関と活動主体の情報交換の場の設定
- 各地方整備局等による現地調査、ヒアリング等の実施



活動の担い手の視点から活動環境整備のための課題を抽出

活動環境整備に向けた国の施策のあり方等について検討

(2)地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討調査

【継続、調査費】

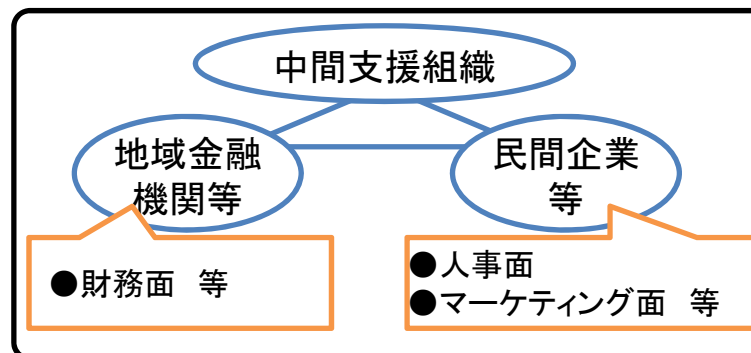
H23 活動主体に対する資金的支援や非資金的支援のあり方に関する検討

H24 連携体制の構築と地域内資金循環を支える仕組みにおける各主体の連携のあり方に関する検討
制度検討のための関係府省及び関係主体(地域金融機関、広域中間支援組織など)による連携体制の構築

H25 地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討
基本的枠組みの構築に向けた調査の実施と、関係府省とも連携した基本的枠組みの提案・検討

(3)「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業【継続、調査費】

地元企業、地縁組織、NPO等の「新しい公共」の担い手による地域づくり活動のうち、「事業型」活動を目指す担い手に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が組織的に連携して、助言・指導を中心とした、継続的かつ高度な支援を行う取組を募集・選定・実施するとともに、支援体制・内容の改善を随時行うことにより、「事業型」活動を目指す担い手による地域づくり活動に対する支援のあり方について、実証的に検討する。



助言・指導を中心とした継続的かつ高度な支援

「事業型」活動を目指す担い手

「新しい公共」の担い手による自律的・持続的な地域づくり活動の推進

地域生物多様性保全活動支援事業

国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存



野生鳥獣の保護管理



外来生物対策



重要地域の保全・再生



地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の推進

生物多様性保全計画策定事業 (委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等の策定



地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等の策定主体

地域生物多様性保全実証事業 (委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等に位置づけられた活動



地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等に位置づけられた実施主体

地域生物多様性保全補助事業 (交付金：国費1/2以内)

地域の多様な主体の連携・協働による地域の生物多様性保全・再生活動



地域住民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体などにより構成される地域生物多様性協議会

地域活性化を担う環境保全活動の協働取組推進事業

平成25年度予算（案）額100百万円【新規】

背景

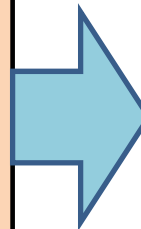
- 平成23年6月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成25年4月から本格実施されることを受け、協働取組の充実が必要とされている。
- 地域の活性化を図るためには、NPO、企業、行政等の協働による取組を活発化させることが必要である。



地域を活性化させるためには、
多様な主体が公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した
協働取組等が必要不可欠

事業の概要

- ①環境NPO、地域住民、行政機関等の協働による環境保全活動を先導的に実施
- ②ブロック単位で採択事業の指導・助言を実施



期待される成果

- ・抽象的で共通イメージを描きにくい環境保全に係る協働取組について、具体的なモデル事業を実施することにより、ノウハウが共有され周辺地域に波及
- ・ブロック単位で支援体制を強化することにより、取組の活発化